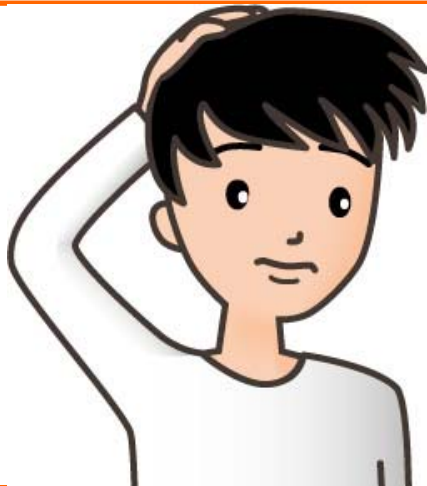
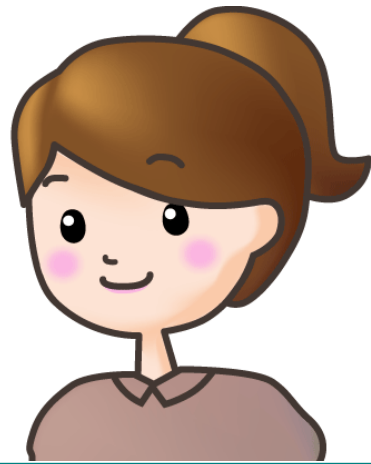


【問題】

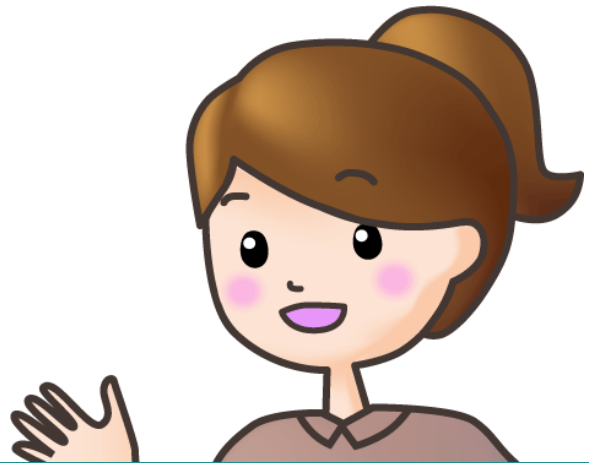
学生が、申請するだけで、
保障がある制度って、
なんでしょう？



申請するだけって、
そんなのあったっけ？
ヒントは？

万が一、病気やケガで
重い障害が残っても
一生の保障があります！

保険料を後払いできるので、
老後の年金の目減りもふせげます。



答えは、国民年金の**学生納付特例制度**！

申請は、お住まいの市(区)役所・町村役場
または年金事務所まで

20歳になったら国民年金

国民年金は、全ての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

Q1 国民年金の加入手続きは、 どこで行えばいいの？

 国民年金の加入手続きは、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で直接お手続きください。

お時間に余裕がなく、窓口までお越し頂くことができない場合は、郵送によりお手続き頂くこともできます。

Q2 毎月の保険料はいくら？

 国民年金の保険料（定額）は、月額15,020円（平成23年度）です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度や便利な口座振替制度などもあります。

お支払い方法・・・現金で納付される場合は、日本年金機構からお送りする納付書を使用して、銀行等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでお支払いください。

Q3 でも、毎月15,020円は払えない・・・ そんなときはどうすればいいの？

 所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方については、学生納付特例制度という保険料の納付が猶予される制度をご利用いただけます。申請はお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。なお、申請は毎年必要です。

対象となる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※）に在学する学生等で、ご本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が基準以下の方です。

※各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

（なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。）

所得のめやす

118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 で計算した額以下である場合

「学生納付特例制度」とは？

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

POINT 1

ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部納付）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります（一部対象外となる学校等があります。詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください）。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

POINT 2

障害・遺族基礎年金を受けることができます。

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族（「子のある妻」と「子」）の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2／3以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「**学生納付特例**」と「未納」はこのように違います。

		納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)		○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算	○ されます	× されません	× されません

○障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。

○学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

○そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。(ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。)

ご不明な点がございましたら、お気軽にお近くの年金事務所または市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口までお問い合わせください。

国民年金は**3つの年金**であなたをサポートします。

老齢 基礎年金

平成23年度年金額：788,900円（満額）

20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

また、老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が、最低25年（300月）あることが必要です。

障害 基礎年金

平成23年度年金額：986,100円（1級）

788,900円（2級）

国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

遺族 基礎年金

平成23年度年金額：1,015,900円（妻）

（基本額：788,900円 ＋ 子1人の加算額：227,000円）

国民年金に加入中の方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

※障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは初診日または死亡された日の属する月の前々月までの1年間に未納がないことが必要です。

国民年金は「**安心**」で「**お得**」な制度です。

- ①**老後をずっと支える終身の年金**・・・生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。
- ②**不測の事態に備える保険としての年金**・・・公的年金制度の障害・遺族年金は20人に1人が受給しています。
- ③**納めた保険料分は税金の負担が軽減**・・・納めた保険料は、全額が税控除の対象となります。
- ④**生涯の年金額は保険料の約1.5倍**

2000年生 保険料1,700万円 → 年金額2,500万円（1.5倍）

1960年生 保険料 700万円 → 年金額1,400万円（1.9倍）

※納付期間、平均余命、物価上昇率など一定の条件のもとに厚生労働省が試算（平成21年）したものです。

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「ねんきんネットサービス」が便利です！

（ユーザID・パスワードを取得してご自身の年金加入記録を確認しませんか？）

- 日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）から24時間いつでも確認、お申し込みができます。